

議案第71号

財産の取得について（スクールバス）

次のとおり、財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年大山町条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月3日提出

大山町長 竹口大紀

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 取得物件  | マイクロバス新車（スクールバス）1台                                |
| 2. 取得金額  | 10,941,870 円                                      |
| 3. 取得先   | 鳥取県西伯郡大山町御来屋262番地4<br>鳥取西部農業協同組合 名和支所<br>支所長 日野 崇 |
| 4. 取得の方法 | 指名競争入札  |